○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大沢字四貫渕一二四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字伊王野字川中子二八六一の三（次の図に示す部分に限る。）、二八六一の一、二八六一の二、二八六一の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笹平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百九十号で指定した笹平沢に掲げる土地の区域を除く。）

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原

字笹平

六九七番一　一号、十号、十二号及び二十三号

六九七番五地先道路敷　二号

六九七番五　三号

六九七番七　四号から六号まで

六九七番一六　七号から九号まで

六九七番四　十一号及び二十二号

六八六番　十三号

六九七番二　十四号

六八八番一　十五号から十八号まで

六九四番　十九号

六九六番一　二十号

七一〇番一九　二十一号

○国土交通省告示第百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町湯宿温泉

字湯平

二四一五番一　一号

二四三五番三　二号

二四七九番一地先道路敷　三号

二四七九番二　四号

二四七九四番一　五号

二四七四番一　六号

二四六四番　七号及び八号

二四六七番　九号

二四六九番一　十号及び十一号

二五二三番　十二号

二五三四番一地先道路敷　十三号及び十四号

二五二八番　十五号

二五三〇番　十六号及び十七号

二五五〇番一　十八号から二十号まで

字鍛冶窪

二二九〇番二　二十一号

字湯平

二五二六番　二十二号及び二十三号

二五二五番一

字鍛冶窪

二二九三番一　二十四号

二二九二番一地先道路敷　二十五号

二二九三番二　二十六号

二二九四番一　二十七号

字湯平

二四六三番　二十八号及び二十九号

二四六二番一　三十号

二四六〇番一　三十一号及び三十二号

二四三六番一　三十三号及び三十四号

○国土交通省告示第百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水落上川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

岡山県笠岡市神島

字古江棚橋ノ上　五六〇五番一

字古江棚橋　五六〇七番

五六〇九番

五六一〇番

五六一一番

五六一二番

五六一三番

五六一四番

五六一五番

五六一六番

五六一七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（但し、イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県笠岡市神島

字古江棚橋　五六一九番一　一号

字古江棚橋ノ上　五六一七番　二号

五六〇五番一　三号

字古江棚橋　五六二二番二　四号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福渡川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県岡山市北区建部町福渡

字寺谷　五四七番　一号

字多門寺畝　三六八番一　二号から八号まで

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩木川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県真庭市下呰部

字大瀧　二九一六番二　一号

二九一六番三　二号

二九二〇番地先水路敷　三号

二九三四番一　四号

二九四二番五　五号

二九四二番八　六号